

(参考1)

竹富町エコツーリズム推進法の施行等に関する条例

令和5年9月22日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号。以下、「法」という。）の施行及び同法第6条第2項の規定による認定を受けた西表島エコツーリズム推進全体構想（以下、「全体構想」という。）の運用に関し必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及びエコツーリズム推進法施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省令第1号）で使用する用語の例による。

(立入承認事務手数料の徴収)

第3条 法第10条第1項の規定による特定自然観光資源の所在する区域への立入りの承認にあつては、その事務について地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、別表で定める金額の手数料を徴収するものとする。

(納付方法)

第4条 前条の規定による手数料は、法第10条第1項の規定による承認に係る申請を行う際に納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 申請事項の不明、法令の定めその他の理由により、申請を受理できない場合
- (2) 承認の取消処分を行った場合
- (3) その他規則で定める場合

(徴収事務の委託)

第5条 町長は、第3条の規定による手数料の徴収に係る事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により私人にその事務を委託することができる。

2 町長から手数料の徴収に係る事務の委託を受けた者は、当該事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(特定自然観光資源の管理運営に係る事務の委託)

第6条 町長は、法第9条第2項の規定による行為の中止の指示、法第10条第1項の規定による特定自然観光資源の所在する区域への立入りの承認、法第10条第4項の規定による立入りの中止又は退去の指示その他特定自然観光資源の管理運営に係る事務について、その事務の全部又は一部を規則で定める者に委託することができる。

2 前項の規定により町長から事務の委託を受けた者に属する者は、当該事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 法第9条第3項（法第10条第6項の規定により準用される場合を含む。）の規定は、前項の事務の委託を受けた者に属する者について準用する。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年11月10日から施行する。

別 表

区分	承認対象者の属性	立入承認事務手数料の額
竹富町観光案内人条例（令和5年竹富町条例第24号）第27条の規定により、登録引率事業者（竹富町観光案内人条例第21条第10項に規定する登録引率事業者をいう。）が手数	登録引率ガイド（竹富町観光案内人条例第21条第1項の規定による登録引率ガイドをいう。）	無料
	顧客	1名につき、500円

料の納付事務を代行する場合		
竹富町観光案内人条例第9条第10項の規定による観光ガイド免許証を有する者が、特定自然観光資源の所在する区域において案内又は助言を行うために必要な知識及び技能を習得することを目的として、竹富町観光案内人条例第21条第1項の規定による登録引率ガイドの監督のもと特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうとする場合	登録引率ガイド	無料
	観光ガイド免許証を有する者	無料
その他の場合	特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ろうとする者全て	1名につき、1,000円